

5月4日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえて、関係団体が作成した感染拡大予防ガイドラインについて周知するものです。

事 務 連 絡
令和2年5月14日

各都道府県社会教育施設担当課
各政令指定都市社会教育施設担当課

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び
「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」について

令和2年5月4日に開催された 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議（※）の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。」とされています。

このことに伴い、公民館については、公益社団法人全国公民館連合会によって「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が、図書館については、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が別添のとおり作成されましたので、お知らせします。公民館及び図書館関係者におかれては、参考にさせていただきますようお願いいたします。

（※）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

本件については、公益社団法人全国公民館連合会から、同団体のホームページ及び会員である都道府県を代表する公民館連合団体に対して、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を、公益社団法人日本図書館協会から、同団体のホームページ及び都道府県立図書館長へ「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」をそれぞれ周知されることとなっておりますが、各都道府県社会教育施設所管課におかれても管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の公民館及び図書館に対して、各政令指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の公民館及び図書館に対して、それぞれ周知をお願いします。

本件連絡先 文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課 地域学習推進係
TEL：03-6734-2974（直通）

公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
公益社団法人全国公民館連合会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公民館（自治公民館を含む。以下同様。）における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされており、特定警戒都道府県以外の特定都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることにかんがみ、公民館においても同様の考え方のもと、全国の公民館について、館を開放する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

本ガイドラインでは、提言4.（1）「感染拡大を予防する新しい生活様式について」、（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

公民館を管理する者（以下、「施設管理者」という。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示した「2. 感染防止のための基本的な考え方」、「3. リスク評価」、「4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策」及び「5. 館における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的な対策」を踏まえ、イベント・講座等の開催に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

各館において開館するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応いただきたい。

また、閉館を継続する場合、公民館が地域における住民同士の交流や社会教育の拠点であることを踏まえ、館に来館しなくても、従来行ってきた講座等を在宅でも受講することができるようオンライン講座等のオンライン上でのコンテンツ公開を推進することや、広く地域住民等に対し地域に関する情報等を提供できるよう公民館だよりのデジタル配信等を行うことなどの工夫を行っていただきたい。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び館に来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員等や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、開館に伴う実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

①接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

館における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

③集客施設のリスク評価

現下の状況にあって館の活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、

県域を越えての来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

④地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することが前提である。
- ・ 感染防止のための来館者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のような手段が考えられる。
 - 来館可能時間、来館可能者数の制限（来館待機列の設置等）
 - 館内各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
 - 日時指定の予約
 - 大人数での来館の制限 等
- ・ 特定警戒都道府県内にある公民館は、リスク評価の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、一層の館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることとする。例えば、より厳しい来館規制の実施、完全オンライン予約制の導入等を行う。
- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、イベント・講座等は中止又は延期とする（同様に、第三者に公民館施設を貸し出し行われるイベント・講座等の開催についても、当該イベント・講座等の主催者に対して開催の自粛を促す）。
- ・ 感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

②来館者の安全確保のために実施すること

- ・ 来館者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の来館制限を実施する。
 - 来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
 - 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・ 来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来館者に対して、

こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものをを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ））の徹底を促す。
- ・ 備品の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・ 可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、来館者の感染状況等の把握を行う。

③職員等の安全確保のために実施すること

- ・ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1 度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内・スタッフ内で記録する。
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ 館の運営に当たって施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

④イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべきこと

- ・ 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ・ 公民館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - 速やかに別室へ隔離を行う。
 - 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - 感染者が発生した部屋の換気を行う。
 - イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
 - 感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
 - 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

⑤施設管理

ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に

高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PC のマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）に留意する。

- ・ 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・ 飲食物を提供する場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を開けて座席を配置する。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

イ）ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避する。
- ・ 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 職員等が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ）調理室

- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 換気を徹底する。
- ・ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 調理室等を使用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。

エ）トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルや個人用タオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合）最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す。
- ・ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

オ）カフェテリア、各種複合施設等

事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。複合施設の場合は各施設と連携して対応を協議する。

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ・ 飲食物を提供する場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）原則 2m 以上の間隔を空

けて座席を配置する。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。

- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

⑥広報・周知

- ・ 職員等及び来館者に対して、以下について周知する。
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

5. 館における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策

館において、コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者（以下、「公演主催者」という。）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

ア) 公演前

- ・ 各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、公演参加者の感染状況等の把握を行う。
- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

イ) 公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 体温管理・衛生管理等を実施する
 - マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。

- 座席は原則として指定席とする。
- 座席は最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を開けて配置する。
- 公演等中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。
- 来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこととする。
- 公演等に係る演者のグッズ販売は、原則としてオンラインでのみ行う。
- ・ 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
 - マスク着用や手指消毒を徹底する。
 - 自宅で検温を行うこととし、37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比 1 度超過）には自宅待機とする。
 - スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
 - スタッフに感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ・ 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- ・ 座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- ・ 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- ・ 退場時に来場者に対し、公演等後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知する。
- ・ 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、4. ④と同様に取り扱う。
- ・ 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2020（令和2）年5月14日
公益社団法人日本図書館協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020（令和2）年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、図書館における新型コロナウイルス感染予防対策として実施する際に参考となる基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされている。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする」とされている。

以上のことに鑑み、全国の図書館について、館を開放する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家等の知見などを踏まえ、必要に応じて適宜更新する。

2. 趣旨

当協会が2020（令和2）年4月21日に公表した「緊急事態宣言のもとでの図書館の対応について」の基本的な考え方は次のとおりである。

○まずは人命の尊重を優先し、感染拡大を防ぐ対応を図った上で、こうした状況のもとでも実行できる方法を探り、図書館の役割を可能な限り果たしていくこと。

○感染拡大防止のために休館している海外の図書館では、様々な努力をしている事例が

確認でき、「休館＝何もしない」では決してないこと。

○日本の図書館においても、関係者が互いの智慧を共有し、情報交換を密にすることにより、図書館の機能を十二分に発揮して、その存在意義を高める機会としていただきたいこと。

その上で、図書館を管理する者（以下、「施設管理者」という。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染拡大予防のための基本」、「リスク評価」及び「図書館サービスの実施に際して適切な処置を講じるべき具体的な対策」を踏まえ、図書館資料の閲覧・貸出（以下、「資料利用」という。）、情報提供・相談（以下、「情報サービス」という。）、読書会・研究会・鑑賞会・映写会・資料展示会（以下、「読書会等」という。）の開催に関する様態等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての図書館の役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

また、こうした活動を効果的に推進するために、職員に対する知識・技術の獲得を目指す研修活動の実施も必要になる。

各館において開館するかどうか判断するにあたっては、図書館の施設や周囲の環境、設置されている地域の状況等を十分に考慮し、図書館が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応することが求められる。開館する場合でも、提供できるサービスの範囲や種類について検討し、段階的に開館を進めることも考えられる。また、本ガイドラインに示された対応が難しいと判断した場合には、休館を継続しながらも、利用者が来館することなく受けられるサービスの提供を目指すことが望ましい。

サービスを限定した開館や休館を継続する場合には、職員体制を考慮し、感染防止策を徹底した上で、様々な検討・工夫を続けるべきである。利用時間帯や滞在時間の設定、人数を制限した上での入館という選択肢もあれば、オンライン上で予約した資料の受け渡しに限定した貸出サービス、来館を求めずに郵送による資料の配送など、希望する者が何らかの形で資料を利用できるようにする方法もある。レファレンスサービスについては、図書館に来館しなくても、電話、FAX、メール等により受け付けて対応することが可能である。

なお、当協会の「図書館の自由委員会」が、下記のURLのもとに関連情報を掲載している（<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/854/Default.aspx#note02>）。

3. 感染拡大予防のための基本

施設管理者は、図書館の規模や事業の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該図書館の職員（委託や指定管理者等の職員を含む）やボランティア等、ならびに、出入りする配送業者や発注資料等の納入業者等（以下、「従事者」という。）及び図書館に来館する利用者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染を防止するため、最大限の対策を講じるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間となっている）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場面では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これを避けることなど、自分自身が感染することを回避するとともに、他者に感染させないようにするための措置を徹底することを旨とする。

4. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、図書館の従事者や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じる。

また、開館に伴って、大規模な数の人の移動や、県域を越える人の移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価について留意する必要がある。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（書架、サービスカウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、OPAC や PC のマウス・キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で飲食や会話をする場面がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設のリスク評価

現下の状況にあって活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるか、県域を越えての来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるか、これまでの実績などを踏まえて、改めて評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する必要がある。

5. 図書館サービスの実施に際して適切な処置を講じるべき具体的な対策

① 総論

○図書館は、所蔵する資料（図書・新聞・雑誌・視聴覚資料など）を閲覧に供し、貸し出しすることが主な業務である。そのため、人と人の接触だけでなく、書架をはじめとする館内の設備や備品等への接触や、資料の接触利用に伴う感染の可能性について対処し、かつ、利用者に注意喚起を行う必要がある。

- ・例えば、フィルムコーティングした図書やビニールカバーを付けた雑誌、あるいは資料のページに新型コロナウイルスが付着した場合に、どういう影響があり、どうすれば影響がなくなるかといった点についての具体的な方法を、科学的根拠に基づいて示すことで、来館者も従事者等も安心してサービスを利用し、提供することができる。
- ・資料へのウィルス付着に関係する対策については、現時点で、オーストリア図書館協会等をはじめとする海外の関係団体が公表している情報において、返却後の資料を一定期間保管・隔離したり、返却そのものを延期したりすることを推奨する例が見られるため、これらを参考にすることが考えられる。
- ・利用者の入館を認めた場合には、書架等で閲覧（ブラウジング利用を含む）した資料を直接書架に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を利用者に対して徹底し、他の利用者や従事者の接触を防ぐ措置を講じる必要がある。

○提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。

- ・例えば、人との接触を避け、対人距離を最低 1m（できるだけ 2m を目安に）確保することが求められる。

○感染防止のためには、入場者の制限を実施することも必要であり、以下のような手段を検討することが求められる。

- ・時間制来館者システムの導入
- ・入館可能時間、入館可能者数の設定
 - 入館の順番待ちの列を整える
- ・閲覧スペースの座席数の制限等
 - 椅子の数を減らして間隔を空ける
 - 互い違いに着席する
- ・集団での来館の制限等

○特定警戒都道府県内にある図書館は、リスク評価の検討の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることとする。

- ・例えば、より厳しい入館者の人数制限の実施、完全オンライン予約制の導入等を行う。

○「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、休館の継続、あるいは、特定の図書館サービスを中止又は延期することとする。

- ・第三者に図書館施設の利用を認めて行われる読み聞かせ会等の開催についても、その主催者に対して開催の自粛を促し、かつ、図書館施設の利用を認めな

いよう措置する。

○感染拡大の予防対策に関して、また、感染の疑いのある者が発生した場合において、速やかな連携が図れるよう、地域内の保健所との連絡体制を整える。

○高齢者や持病のある利用者については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重に、徹底したリスク回避の対応策を検討する。

② 来館者の安全確保のために実施すること

○来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、下記の状態である場合は、入館を制限する。

➢37.5 度以上の発熱があった場合

➢平熱比+1 度超過した場合

➢息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合

➢軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

・来館時に健康状態の確認や検温を行う際には、対応する従事者への感染防止と検温器具の消毒等に、十分留意する。

・来館前に、上記の状態がある場合には、来館そのものを控えるよう、あらかじめ周知する。

・過去 2 週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問したことがある場合には、来館しないよう要請する。

○氏名及び緊急連絡先を把握し、来館者名簿を作成する。

・名簿の作成は、来館者の館内での行動の範囲、地域の事情や感染状況のリスク、従事者の業務体制、自治体の対応方針などを十分に検討した上で行う。

・把握した情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを来館者に事前に周知する。

・把握した個人情報の開示の方法や保存期限などの取扱いについて開示し、図書館利用のプライバシー保護に関する最大限の配慮を行う。

・来館者が貸出利用券を所持している場合、ID 番号を記録することで代えることができる。

・オンライン予約した資料を受け取るだけの来館者に関しては、貸出作業に基づく情報をもって代えることができる。

○感染した者が、図書館を利用した事実が判明した場合には、施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行う。

・行政機関と連携の上、個人情報に十分留意し、当該感染者の利用日時等をすみやかに公表するよう努める。

○咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。

・消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該箇所に最適なものを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ）。

○パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。

- 貸出作業時に出力されるレシートや返却案内シートを廃棄する際の取扱いについて、注意喚起を行う。
- 高齢者や図書館の利用に障害のある人への読書支援機器等の貸与物品については、十分に消毒する。
 - ・十分な消毒が行えない場合は、貸与そのものを行わない。
- 図書館の利用に障害のある人の利用に際しては、障害の種類に配慮しながら、対応方法を調整する。
 - ・例えば、各障害者に対する介助の方法を変更したり、視覚障害者に対する対面朗読の中止や代替措置、車いす利用者に対する社会的距離の確保等に配慮したりすることが求められる。
- 可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、来館者の感染状況等を把握する。

③ 従事者の安全確保のために実施すること

- 従事者に対して定期的な検温や健康記録を促し、下記の状態が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、管理者は診断結果の把握に努める。
 - 37.5 度以上の発熱があった場合
 - 平熱比+1 度超過した場合
 - 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
 - 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- 衣服や身に付けているものを、こまめに洗濯・消毒する。
- 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。
- 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。

④ 資料利用及び情報サービスに当たって特に留意すべきこと

- 本の貸出にあたっては、サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒、従事者及び来館者の手指衛生励行など可能な限りの接触感染予防を行う。
- 利用者と対面で貸出手続等を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来館者との間を遮断し飛沫感染を予防する。
- カウンターの順番待ちでは、フロアマーカを設置するなど、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けて整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。

⑤ 読書会等の開催に当たって特に留意すべきこと

- 来館者同士の距離を最低 1m（できるだけ 2m を目安に）確保できるように、フロア

- マーカーを設置するなどして、人が密集しないように工夫する。
- 主催者も参加者もマスクを着用することを義務づける。
 - 換気を励行する。
 - 館内における不必要な会話について注意喚起する。
 - 読書会等の開催に際した飲食物の提供は行わない。
 - 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - ・速やかに別室へ隔離する。
 - ・従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じて対応する。
 - ・感染者が発生した部屋を換気する。
 - ・図書館及び主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
 - ・行政機関と連携し、当該感染者の利用日時等をすみやかに公表する。
 - 公表に際しては、個人情報に十分に留意する。
 - ・感染者と接触した従事者及び参加者の把握に努める。
 - ・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関への搬送を依頼する。

⑥施設管理

ア) 館内

- ・清掃、消毒、換気の実施を徹底する。
- ・入館時等に行列が生じる場合、フロアマーカーを設置するなどして、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けて整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫する。
 - 特に、高頻度接触部位（サービスカウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、OPAC や PC のマウス・キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）に注意する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、手洗い等を励行する。

イ) サービスカウンター

- ・利用者と対面で貸出手続等の作業を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来館者との間を隔離する。
- ・カウンター利用の順番待ちでは、フロアマーカーを設置するなどして、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けて整列するよう促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒を行う。消毒は、一日に 2～3 回は必要であり、開館前又は閉館後は必ず行う。

ウ) ロビー、閲覧スペース、学習スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避する。
- ・ 座席等の間隔を置いたスペースとなるよう工夫する。
- ・ 常時換気する。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

エ) 書架でのブラウジング利用

- ・ 来館者が密集しないよう、従事者の巡回による声かけや掲示・放送等により注意喚起に努める。
- ・ 長時間にわたる滞在をしないよう、来館者に働きかける。
- ・ 来館者に対して、書架でのブラウジング利用前と利用後に、手洗いや手指消毒の励行を促す

オ) 蔵書検索用機器、閲覧用パソコン等の設置スペース

- ・ パソコン等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 可能であればキーボードカバーをかけ、利用者が変わるとに消毒等を行う。
- ・ 利用者同士が一定の距離を空ける措置をとるとともに、必要に応じ利用人数を制限する。
- ・ 来館者に対して、機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒の励行を促す。

カ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ、洗面台の水栓など）は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルや個人用タオルを準備する。
 - ハンドドライヤーは使用しない。
- ・ トイレに人が密集しないように、フロアマーカを設置するなどして、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けて整列するよう促す等の工夫を行う。
- ・ 清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃する。

⑦ 広報・周知

- ・ 来館者及び従事者に対して、以下のことを周知する。
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

附記

1. 本ガイドラインは、公共図書館に適用することを想定している。学校図書館、大学図書館、専門図書館等において、このガイドラインを援用する場合には、それぞれの種類の特性や固有の環境に十分留意して、慎重に対応する必要がある。
2. 本ガイドラインは、2020（令和2）年5月14日現在の状況に基づくものであり、今後、適宜更新する。また、ガイドライン中の特定事項の詳細や事例を示す必要が生じた場合には、迅速に提示するために、本協会のホームページに掲載する。